

静岡県環境影響評価審査会中央新幹線部会設置規程

(部会の設置)

第 1 条 静岡県環境影響評価条例施行規則（平成 11 年静岡県規則第 51 号。以下「規則」という。）第 45 条第 1 項の規定に基づき、中央新幹線建設事業に係る事後調査等の結果等について審議するため、静岡県環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）に中央新幹線部会（以下「部会」という。）を置く。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中央新幹線建設事業 全国新幹線鉄道整備法第 9 条の規定に基づき認可された工事实施計画（変更認可後の計画を含む）に基づき事業者が静岡県内において実施する中央新幹線建設工事及びこれに附帯する事業
- (2) 事後調査等 事業者が自然環境保全協定及び事後調査報告書に基づいて実施する事後調査、モニタリング及び環境保全措置
- (3) 事業者 中央新幹線の建設主体かつ営業主体である東海旅客鉄道株式会社
- (4) 事後調査報告書 中央新幹線建設事業の実施中及び実施後に、静岡県環境影響評価条例（平成 11 年条例第 36 号。以下「条例」という。）第 45 条第 2 項の規定に基づき、事業者が事後調査等の実施状況、実施結果又は当該実施結果を踏まえた対策の実施方針を記載して知事に送付する法対象事業事後調査報告書
- (5) 地域関係者等 別表に掲げる地域関係者その他の利水者及び環境の保全に関係のある者

(部会の審議事項)

第 3 条 部会は、審査会の審議事項のうち、中央新幹線建設事業に関する次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 事後調査報告書及び事後調査等の評価並びにこれを踏まえた事業者による新たな対応策に関すること
- (2) 事業者又は地域関係者等から報告を受けた異常事象又は地域関係者等に生じた損害に係る事実関係の評価及びその対応策に関すること
- (3) 条例第 45 条第 5 項の規定に基づく環境の保全のための必要な指導の要請の要否及び内容に関すること
- (4) その他知事が必要と認め審査会に諮問する事項（中央新幹線建設事業に係

るものに限る)

(審議の開始)

第4条 部会は、前条に掲げる事項について知事から審査会に諮問されたときは、当該事項について審議するものとする。

(議事の結果の取扱い)

第5条 部会の議事において決した事項は、規則第45条第5項に基づき、改めて審査会に付議することを要しない。

2 部会長は、部会終了後速やかに、部会の議事の結果を審査会に報告するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は令和8年 月 日から施行する。

別表

区分	名称
地方自治体	静岡市、島田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、御前崎市、菊川市、牧之原市、吉田町、川根本町
利水者	中部電力株式会社再生可能エネルギーカンパニー静岡水力センター、大井川土地改良区、神座土地改良区、金谷土地改良区、大井川右岸土地改良区、特種東海製紙株式会社、新東海製紙株式会社、島田市、静岡県大井川広域水道企業団、牧之原畑地総合整備土地改良区、東遠工業用水道企業団